

令和3年度裾野市農業委員会7月総会 議事録

1. 開催日時 令和3年7月12日(月) 午後1時30分から午後2時15分
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	杉山 守正	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	勝又 一郎
2	志村 重利	8	渡邊 博美	東	市野 哲也	富岡	眞田 孝三
3	庄司 健一	9	大庭 清宏	西	大庭 義文	富岡	杉本 義明
		10	渡邊 光枝	深良	勝又 俊博	須山	中村 偉文
5	柏木 一男	11	杉山 克己	深良	宮崎 慎一		
6	杉山 邦利	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

4	勝又 和一						
---	-------	--	--	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 横山英哉 書記 中村健児 書記 前田一宏 書記 勝又友揮 書記 手代木美佳

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

3	庄司 健一	5	柏木 一男
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第 8号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 (2) 報第 9号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
 (3) 議第10号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する決定について
 (4) 議第11号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
 (5) 議第12号 非農地証明願の裁定について
 (6) 議第13号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和3年度裾野市農業委員会7月総会を開会します。
 本日の委員は12名中11名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、3番 庄司健一委員、5番 柏木一男委員にお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の手代木美佳氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について 番号1

(議案朗読により説明)

議 長

ただ今の報第8号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいを思います。

次に、報第9号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第9号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について番号1

(議案朗読により説明)

議 長

ただ今の報第9号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいを思います。

次に、議第10号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する決定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第10号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する決定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 飯塚邦彦委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、富岳キッズセンターあいの50メートル北側に位置します。

現況は休耕地になっています。

申請人は、申請地に隣接する住宅に居住していますが、現在の住宅がバリアフリー設計になっておらず、同居家族の生活に支障を来すため、既存住宅の建て替えをするために令和3年3月10日付で農地転用の許可を取得しています。

今回、転用目的は変更せずに、建築物の計画について変更が生じたため、事業計画変更承認の申請に至ったものです。

申請地の街区の宅地率が75%以上であり、40%以上を満たしていることから、第3種農地として転用許可を出しています。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。

計画変更する建築物について、都市計画法・建築基準法等の他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。

西側は道路、南側は水路を挟んで宅地、東側は申請者の居住する宅地、北側は農地に接しています。

雨水は場内自然浸透となり、汚水は北側合併処理浄化槽を経由して東側道路側溝へ放流されます。

申請地は、既設及び新設コンクリート見切りで囲われる計画となっており、周辺農地への影響は少ないと思われま

議 長 　ただ今の議第10号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長 　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第10号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 　それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第11号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。議第11号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

（議案朗読・投影写真により説明）

議 長 　続きます、地区担当委員 10番 渡邊光枝委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 　申請地は富沢区公民館の約500メートル北西側に位置します。
現況は休耕地になっています。
賃借人は、東名高速道路のリニューアル工事を請け負っており、富沢第一橋のリニューアル工事に際して工事関係車両の駐車場を探していました。
申請地は、現場近くに位置しており、唯一のアクセス道に隣接している適地であることから、賃貸人に相談し承諾を得られたため、一時転用の申請をするものです。
一時転用期間は、許可日から3年8カ月であり、使用後は農地へ復元するものです。
農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。
建築物や工作物に該当する施設が存在しないため、建築基準法や都市計画法の手続きは不要です。
添付書類から、転用計画が実施される資金力が確認できており、一時転用面積も適正です。
本件は、許可日から3年8カ月間の一時転用であり、農地復元計画等により、許可期間終了後には農地への復元が確約されていることから、一般基準を満たしていると考えられます。
西側、南側は農地、東側は雑種地、北側は道路に接しています。
申請地内は、表土保護のため、土木シートを敷いた上に、砕石を敷き均します。
雨水は用悪水路へ放流するよう、勾配を調整して整地するほか、近隣に影響が出ないよう必要に応じて土嚢を設置して排水を水路へ誘導するように対応する計画です。
南側の農地は申請地より低い位置にあります。砕石が流出しないよう、土砂流出防止の柵が設置されます。
申請地を一時転用することに対し、賃貸人も承諾し、農地へ復元することの確約がされていることから、申請地も含め周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 　ただ今の議第11号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

市野哲也委員 　3年8カ月間の一時転用後に、農地に戻すことは可能なのか？

議 長 シートを敷いて、その上に碎石を敷く場合は戻すことが可能。

杉本義明委員 3年8カ月後では、委員の任期が変わってしまうが、転用期間が満了した後に農地に戻ったかを確認する引継ぎはするの？

事務局 許可書には定期的な進捗報告をさせることを記載する。事務局側も引継ぎを行う。

市野哲也委員 農地に戻さなくてよいと所有者が業者に申し出たとき、農地に戻さなくてもよいのか？

議 長 新たに転用申請をし、許可が下りればよい。

杉本義明委員 転用期間内の課税はどうなるのか？

事務局 確認する。

議 長 ほかに質疑等がありましたらお願いします。
それではお諮りします。議第11号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第11号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第11号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 推進委員 眞田孝三委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は中里集会所の約300メートル北西側に位置します。
現況は休耕地になっています。
受け人は製造業を営んでおり、申請地に隣接する土地と建物を取得し、本社工場・事務所・倉庫を移転させる予定ですが、駐車場と資材置場敷地が不足するため適地を探していました。
今回、隣接する申請地の取得について渡し人との間で話がまとまったことから申請に至ったものです。
申請地の街区は宅地率が40%以上を満たしていることから、宅地化の状況が省令で定める程度に達している区域であり、申請地は第3種農地に区分されます。
第3種農地は代替性の検討が不要となっているので、立地基準を満たしています。建築物や工作物に該当する施設が存在しないため、建築基準法や都市計画法の手続きは不要です。
添付書類から、転用計画を実施するための資金力が確認できており、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。
西側は宅地、北側、東側は農地、南側は道路に接しています。
場内は、資材置場部分についてはアスファルト舗装、駐車場部分については碎石敷きとする計画です。
アスファルト舗装箇所については周囲をアスカーブで囲み、場外の道路側溝へ雨水

を排水する計画になっており、碎石敷き箇所については雨水は場内で自然浸透させます。

申請地は隣接する農地よりも一段低くなるよう造成する計画になっており、周辺農地への影響が少なくなるよう配慮された計画になっています。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 　　ただ今の議第11号 番号2について、質疑等がありましたらお願ひします。

勝又俊博委員 　受け人の山本産業株式会社は何を製造しているのか？

事務局 　添付資料によると、住宅関係の木製製品や樹脂製品を製造している。

勝又俊博委員 　今の跡地はどうなるのか？

事務局 　借りている土地のため、貸人に返すとのこと。

眞田孝三委員 　南側の防火水槽は残す事業計画だが、防火水槽は転用許可が必要なのか？

事務局 　防火水槽は転用許可不要案件に該当する。

議 長 　　ほかに質疑等がありましたらお願ひします。

それではお諮りします。議第11号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

議 長 　　それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第11号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3事務局から議案書の説明をお願ひします。

事務局 　はい。議第11号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 　　続きまして、地区担当委員 3番 庄司健一委員から議案について説明をお願ひします。

地区担当委員 　申請地は茶畑交番の約120メートル北側に位置します。

現況は休耕地になっています。

賃借人は建設業者であり、業務の拡大に伴い、現在使用している資材置場敷地が手狭になったため、近隣で資材置場敷地を探していました。

申請地は、交通に便利な道路に隣接しており、大型車両が出入りできる位置にあることから、申請地の利用について双方で話がまとまったため申請に至ったものです。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在しないため、建築基準法や都市計画法の手続きは不要です。

添付書類から、転用計画が実施される資金力が確認できており、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

北側と南側は農地、西側は河川、東側は道路に接しています。

場内は碎石敷きとする計画で、雨水は自然浸透させるほか、西側境界集水柵を設置

して河川へ放流する方法で処理されます。

北側、南側に申請地よりも低い位置に農地がありますが、申請地の境界を外壁万能塀で囲むことで雨水や碎石の流出防止に配慮されており、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 　　ただ今の、議第11号 番号3について、質疑等がありましたらお願ひします。

杉本義明委員 　　道路と申請地の差は2メートル以上あるのか

事務局 　　差はあまりない。

議 長 　　ほかに質疑等がありましたらお願ひします。

それではお諮りします。議第11号 番号3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

議 長 　　それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第12号 非農地証明願の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願ひします。

議 長 　　はい。議第12号 非農地証明願の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

事務局 　　続きまして、地区担当委員 5番 柏木一男委員から議案について説明をお願ひします。

地区担当委員 　　願出地は、千福公民館から約110メートル西側に位置します。

願出地の現況は、竹林となっています。面積は92㎡です。

願出人は、昭和49年に相続により持分の21分の2を取得し、その後、他の共有者の持分放棄や相続により平成28年に願出人の単独所有になっています。平成5年に持分の21分の17を相続しましたが、その頃から既に管理されておらず、耕作がされない状態が続いていたことにより原野化していました。現況からみて、農地への復元は困難であります。

課税地目は「畑」となっていますが、現況は原野となっています。

願出地の南側は原野、北側、東側、西側は山林・原野となっています。南側の原野を挟んで畑がありますが、現在は休耕地となっており、農地転用の申請が提出されています。

願出地は既に、原野の状態となり相当年数が経過しているため、周辺農地への影響はないと思ひます。ご審議をお願ひします。

ただ今の、議第12号 番号1について、質疑等がありましたらお願ひします。

(質問、意見等 なし)

議 長 　　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第12号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第13号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第13号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号1

（議案朗読・投影写真により説明）

議長 続きまして、地区担当委員 推進委員 大庭義文委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は、富沢公民館から西へ約780メートルに位置し、東名高速道路の西側に隣接します。

利用権設定地は1筆で、白地農地です。地目は、公簿、現況ともに畑です。

面積は、3,440㎡です。

貸人は、令和2年5月に相続し、農地を取得しています。

利用権設定地は、平成27年から農地利用集積円滑化事業を活用して利用権を設定しており、借受者は芝の生産を行ってきました。

その期間が、令和3年7月末に満了するため、今後は農地中間管理事業を活用して、改め利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借受人は、芝勝園(有)として芝の生産・販売を行っており、経営農地は約66,000㎡で、効率的に管理されています。経験・技術についても問題はありません。

貸付期間は、6年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、引き続き芝を生産する予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議長 ただ今の、議第13号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第13号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第13号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第13号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号2

議長 続きまして、地区担当委員 6番 杉山邦利委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は、須山浅間神社から北西へ約250メートルに位置します。

利用権設定地は1筆で、青地農地です。地目は、公簿、現況ともに畑です。

面積は、2,390㎡です。

貸人は、平成19年に相続し、農地を取得しています。

利用権設定地は、平成27年から農地利用集積円滑化事業を活用して利用権を設定しており、借受者はそばの栽培を行ってきました。

その期間が、令和3年7月末に満了するため、今後は農地中間管理事業を活用して、改め利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借受人は、認定農業者で(有)手綱園芸として花卉園芸やそばの作付けを行っており、経営農地は約114,000㎡で、効率的に管理されています。経験・技術についても問題はありません。

貸付期間は、6年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、引き続きそばを作付ける予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議長

ただ今の、議第13号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第13号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

これをもって令和3年度裾野市農業委員会7月総会を閉会します。

令和3年7月12日 (会議録署名人)

3番署名人

庄司 健一

5番署名人

粕木 一男